

キャリアアップ助成金が 変わります



2025年4月以降[※]の変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

2025年4月以降[※]、正社員転換や賃金規定等の改定を行った場合に適用されます。

※令和7年度厚生労働省予算案に基づくものであり、適用開始日等は令和7年度予算成立後HPにて掲載予定です。

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成。

支給対象者の範囲・助成額の変更

現 行			
有期→正規	80万円（60万円）		
無期→正規	40万円（30万円）		
【加算措置／加算額】			
・ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合	28.5万円		
・ 母子家庭の母等又は父子家庭の父	9.5万円（有期→正規の場合）		
・ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換	9.5万円（一部11万円） （有期→正規の場合） 等		
改 正 後			
【重点支援対象者】	【重点支援対象者以外】		
有期→正規	80万円（60万円）	有期→正規	40万円（30万円）
無期→正規	40万円（30万円）	無期→正規	20万円（15万円）
「重点支援対象者」とは			
a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者			
b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者			
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下			
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない			
c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者			
※雇入れされた期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします			

新規学卒者については、雇入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

（ ）は大企業の助成額

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用させた場合に助成。

① 支給区分の新設と助成額の変更

支給区分を2区分から4区分と増やし、助成額を拡充します。

賃金引き上げ区分・助成額

現行			
3%以上5%未満		5%以上	
5万円(3.3万円)		6.5万円(4.3万円)	
改正後			
3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
4万円 (2.6万円)	5万円 (3.3万円)	6.5万円 (4.3万円)	7万円 (4.6万円)

② 加算措置の新設

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ
20万円(15万円)を加算します。

()は大企業の助成額

各コース共通

キャリアアップ計画書の取り扱いを簡素化

キャリアアップ計画書については、各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、**届け出のみでよい**こととしました。

キャリアアップ計画書とは

有期雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後のおおまかな取り組みイメージ(対象者、目標、期間、目標達成のために実施する取り組み)をあらかじめ記載するものです。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、
山形労働局助成金センターまたは最寄りのハローワークまで
お問い合わせください。

[山形労働局HP](#) 『[山形労働局 助成金ガイド](#)』は[コチラ](#) →

